

八戸市農業委員会 2月総会議事録

日時：令和2年2月12日（水）午後1時30分

場所：八戸市庁別館 2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中 16名

1 番 三浦 豊 欠	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 欠	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 出	11 番 山内 光興 出	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 20名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 欠	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 欠	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、 事務局次長（農政GL）村上 司、 農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、主査 三浦 一範、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、三浦豊農業委員、内沢豊農業委員、清川新一推進委員、松倉賢六推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第8号、令和元年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、馬場委員と谷地委員は、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

2月に入りまして、来週から豊作を祈願するえんぶりが始まります。私もえんぶりをやっておりますが、よろしければ、2月17日は中心街に来て、えんぶりを見て、豊作を祈願していただければと思います。私たちもこの憲章にのっけて豊作になるよう祈願しながら唱和をお願いします。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。2月に入り本来の寒さがやってきたかなと思いましたが、今日からまた3、4日暖かい日が続くようですが、えんぶりの頃にはまた寒くなるような予報が出ておりま

す。寒暖の差が激しいので、どうぞ皆さん、体調に十分に気を付けてください。
また、今日の協議案件の中に農家座談会の結果報告がありますが、先日、ある地区の農家の方から、地区の委員さんが農家座談会の案内を持ってわざわざ訪ねて来て頂き、今までにないことで、持って来て頂いた委員さんはまじめな方ですけれども、本当に一生懸命活動しているんだなと感想をおっしゃっていただきましたし、農業委員会これからも頑張ってくれよと、温かい励ましの言葉をいただきました。これも皆様の日頃の努力の賜物と思っております。感謝申し上げます。どうぞ、これからもよろしく願います。それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしく願います。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、14番 寺沢 和則 委員、15番 赤坂 英夫 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第7号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

河原木委員

河原木から報告いたします。去る1月30日、西野農業委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、番号1番を調査してまいりましたので報告します。

3条1番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は売買で、申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における譲受人の作付計画は、水稻です。譲受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人は令和元年8月と12月に田を取得しています。通作距離は20km、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トラックを各1台、所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長 次に、日程第3、議案第8号、令和元年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員と谷地委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、馬場委員、谷地委員は退室願います。

(馬場委員、谷地委員退室)

会長 それでは、まず、馬場委員、谷地委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

大里主幹 事務局の大里から、議案第8号、令和元年度第10号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借10件、使用貸借5件の計15件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手5名、貸し手15名で、利用権設定面積は106,231㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それではまず、馬場委員、谷地委員が関係する事案2件を説明いたします。

利用集積1番 番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては10a当り年間7,500円でございます。

利用集積2番 番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間白米60kgでございます。

公告年月日は、令和2年2月18日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 馬場委員、谷地委員の入室をお願いいたします。 (馬場委員、谷地委員入室)
会長	それでは、事務局から残りの事案について説明願います。
大里主幹	引き続き、事務局の大里から説明いたします。資料3ページをお開き願います。 借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積3番～5番	番号3番から番号5番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号3番は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当り年間10,000円でございます。番号4番は、野菜を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。番号5番は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。 次ページをお開き願います。
利用集積6番	番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間使用貸借するものでございます。

利用集積 7 番	番号 7 番から資料 6 ページ番号 15 番までは、あおり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、番号 7 番のうち字小鍋下については 10 年間使用貸借し、字向谷地については 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 7,600 円でございます。
利用集積 8 番 ～14 番	番号 8 番から番号 14 番までは 10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当り年間 7,600 円でございます。
利用集積 15 番	番号 15 番は 10 年間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和 2 年 2 月 18 日を予定しております。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しました。
日程第 4 会長	次に、日程第 4、議案第 9 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。 それでは、事務局から説明願います。
大里主幹	事務局の大里から、議案第 9 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを

御説明いたします。

資料7ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借8件、使用貸借2件の計10件となっております。借り手の人数につきましては3名で、利用権設定面積は104,044㎡でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号7番から番号15番に関連する事案が含まれております。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画1番～8番

番号1番から資料9ページ番号8番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号1番のうち字小鍋下については10年間使用貸借し、番号1番のうち字向谷地及び番号2番から番号8番については10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,600円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画9番

番号9番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画10番

番号10番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために、1年4か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間1,500円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5

次に、日程第5、議案第10号、八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

深堀技師

八戸農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局深堀から御説明いたします。

資料の11ページと、別冊資料としてお配りしております農振除外対象地一覧を御覧ください。

この案件は、八戸市が作業を進めている八戸農業振興地域整備計画の変更について、八戸市長より意見照会があったものです。

今回の八戸農業振興地域整備計画の変更は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されている土地に対して、八戸市農業委員会が非農地通知書を発出したものについて、農振除外をするというものです。

これは、平成 28 年 3 月に農業振興地域制度に関するガイドラインが改正され、農用地区域に指定されている土地に対して、農業委員会が非農地通知書を発出した場合、そのことを理由として農振除外が可能となる旨、ガイドラインに明記されたことが背景となっております。

このようなことから、平成 30 年度までに非農地通知書が発出された農用地区域内の土地のうち、青森県との事前相談を踏まえて整理された 711 筆を農振除外することについて、農業委員会としての意見を求められているものでございます。

それでは、変更申請内容について御説明いたします。

申請内容は、農用地除外 1 件でございます。

農振計画変更 1 番

番号 1 番、申請者及び除外申請地、筆数、面積は資料に記載のとおりでございます。また、別冊資料に対象地全ての土地の所在、地目、面積を記載しております。変更理由は、八戸市農業委員会による非農地判断でございます。

この変更に係る意見についてですが、当農業委員会において、農地ではないと判断した土地を農振除外する内容であり、農地所有者や農業者にとって不利益となる点は見られず、農業委員会業務としても支障がないと認められることから、意見なしと回答して差し支えないものと考えられます。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長	御異議なしと認めます。 よって本案は承認することに決しましたので、計画の変更について意見のない旨、八戸市長に回答します。
日程第6 会長	次に、日程第6、報告第7号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。 資料の13ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料13ページ番号1番から資料18ページ番号14番までの計14件となっております。
相続等1番	番号1番、権利取得事由は相続で、取得した権利の種類は所有権でございます。
相続等2番	番号2番、権利取得事由は遺贈で、取得した権利の種類は所有権でございます。
相続等3番～14番	番号3番から18ページの番号14番までは、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号2番、番号3番の2件でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。

日程第7、 日程第8 会長	次に、日程第7、報告第8号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第8、報告第9号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
寺地主事	事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の1月分でございます。 まず、4条につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条1番	番号1番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
4条2番	番号2番、転用目的は駐車場でございます。 続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の21ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条1番～3番	番号1番、番号2番、番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条4番～6番	番号4番、番号5番、番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条7番	番号7番、転用目的は駐車場でございます。
5条8番	番号8番、転用目的は残土置場でございます。
5条9番	番号9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条10番	番号10番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条11番	番号11番、転用目的は駐車場でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知につ

会長

いてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事

事務局の寺地から御報告いたします。

資料の25ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条1番

番号1番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和2年2月14日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後1時55分)